

埼玉県 権限移譲対象事務 事務概要調書 (商工・農林分野)

埼玉県 企画財政部 地域政策課 総務・自治連携担当

No	事務の名称	No	事務の名称	No	事務の名称
89	行政財産の目的外使用の許可（土地改良法第94条の10の規定により市町村に管理を委託した土地改良施設に係るもの） 重点				
90	農協等が行う土地改良事業の認可等（第95条第1項に規定する土地改良事業に限る） 重点				
91	火薬類製造許可等				
92	火薬類の取締り				
93	煙火消費の許可等				
94	高圧ガス保安法に基づく許可等				
95	液化石油ガス事業者等に対する緊急措置等				
96	林地開発の許可等				
97	農地転用の許可等				
98	商工会議所が賦課する負担金の許可				
99	商工会の設立認可等				
100	液化石油ガス供給設備の基準適合命令等				
101	液化石油ガス消費設備の基準適合命令等				
102	充てん設備に係る許可等				
103	農用地区内における開発行為の許可等				
104	電気工事業の登録等				
105	商店街振興組合等の高度化事業計画の認定等				
106	中小企業共同流通業務総合効率化計画の認定等				
107	農事組合法人にに対する指導・監督等				

事務の概要

根拠法令	地方自治法
事務内容	市町村に管理委託された土地改良財産の目的外使用許可
主な移譲権限の R3年処理件数	30件
主な事務の処理フロー	<p style="text-align: center;">移譲前</p> <pre> graph LR A[申請者] --> B[県] B --> A A --> C[市町村] C --> A </pre> <p style="text-align: center;">移譲後</p> <pre> graph LR A[申請者] --> D[市町村] D --> A </pre>
移譲による 市町村のメリット	住民は身近な市町村に相談、申請することができ、地域の実情に精通している市町村が許可の判断をすることにより、事務処理の迅速化を図ることができる。
一体的に処理することが 効果的な移譲事務	
想定される事務量 (年間処理件数)	0件
必要な組織体制等 (人員・資格・機器等)	他業務との兼任で1名配置
必要な条例・規則等	許可基準、事務処理要領等、使用料を徴収する場合は、使用料条例の制定が必要

市町村への支援

説明会・研修会等	個別対応
事務処理マニュアル	必要に応じ、県の事務処理要領等を参考に示して相談対応する。
人的支援（職員派遣等）	人的支援の必要性は低い
移譲後のフォローアップ	事務処理にあたっての相談等は、随時対応する。
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	I項
条例移譲の目安	市町村（40市22町1村）
移譲済市町村（法令）	なし
移譲済市町村（条例）	40市21町（未移譲2町村）
県担当課（本庁）	農林部 農村整備課 総務・土地改良団体支援担当（048-830-4343）
県担当課 (地域政策機関)	各農林振興センター農村整備部 整備支援・管理担当

事務の概要

根拠法令	土地改良法
事務内容	農協等が行う土地改良事業（農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理又は農業水利施設の設置若しくは管理）の認可事務等（施行区域が複数市町村にまたがるもののは除く）
主な移譲権限のR3年処理件数	1件
主な事務の処理フロー	<p style="text-align: center;">移譲前</p> <pre> graph LR subgraph BeforeTransfer [移譲前] A[農協等] -- 申請 --> B[県] B -- 認可 --> A end subgraph AfterTransfer [移譲後] A[農協等] -- 申請 --> C[市町村] C -- 認可 --> A end </pre>
移譲による市町村のメリット	事務処理に要する手続きが簡素化される。 地域農業の振興、活性化等に市町村が主体的に取り組むことができる。
一体的に処理することが効果的な移譲事務	
想定される事務量(年間処理件数)	0~1件
必要な組織体制等(人員・資格・機器等)	他業務との兼任で1名配置
必要な条例・規則等	なし

市町村への支援

説明会・研修会等	要請があれば個別に対応する。
事務処理マニュアル	必要に応じ、県の法手続きフローを参考に示して相談対応する。
人的支援（職員派遣等）	人的支援の必要性は低い
移譲後のフォローアップ	事務処理にあたっての相談等は、随時対応する。
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	15項3号
条例移譲の目安	市町村（40市22町1村）
移譲済市町村（法令）	なし
移譲済市町村（条例）	40市22町（未移譲1村）
県担当課（本庁）	農林部 農村整備課 総務・土地改良団体支援担当（048-830-4343）
県担当課 (地域政策機関)	各農林振興センター農村整備部 整備支援・管理担当

事務の概要

根拠法令	火薬類取締法
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火薬類取締法は、火薬類の製造、販売、貯蔵、消費その他の取扱いを規制することにより、火薬類の災害を防止する法律である。 ○ この法律に基づき、火薬類を取り扱う者に対する許可や火薬類の貯蔵等の施設の設置許可を行う。また、施設の完成検査、保安検査（年1回）及び必要な立入検査、報告徴収を行う。
主な移譲権限の R3年処理件数	火薬類製造営業許可【法第3条】0件、火薬類販売営業許可【法第5条】4件、火薬類譲渡・譲受許可【法第17条】28件、火薬類消費許可【法第25条】9件
主な事務の処理フロー	<p style="text-align: center;">移譲前</p>
移譲による 市町村のメリット	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関連のある危険物や煙火消費に関する事務と併せて同一行政機関が行うことにより、効果的、効率的な事業者指導ができる。 ○ 管内にある火薬類関係の施設や火薬類の消費の状況を把握することで、災害対応などに資することができる。
一体的に処理することが 効果的な移譲事務	火薬類の取締り事務（No.92）、煙火消費の許可等（No.93）と併せて事務を行うことで火薬類の保安行政を総合的に行うことができる。
想定される事務量 (年間処理件数)	1市町村当たり申請件数 0～5件、立入検査、保安検査0～5件、1～2時間／件
必要な組織体制等 (人員・資格・機器等)	特になし
必要な条例・規則等	手数料条例

市町村への支援

説明会・研修会等	移譲予定市町村の意向を確認の上、個別に対応する。
事務処理マニュアル	埼玉県火薬類取締法標準事務処理要領
人的支援（職員派遣等）	市町村の意向を確認の上、個別に対応する。
移譲後のフォローアップ	移譲予定市町村の意向を確認の上、個別に対応する。
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	21項1号
条例移譲の目安	市町村（40市22町1村）
移譲済市町村（法令）	指定都市（1市）
移譲済市町村（条例）	3市1町（未移譲 36市21町1村）
県担当課（本庁）	危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当（048-830-8434）
県担当課 (地域政策機関)	

事務の概要

根拠法令	火薬類取締法
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火薬類の譲受・譲渡許可申請の受理 ○ 審査及び許可証の交付 ○ 立入検査の実施（状況に応じて実施） ○ 結果報告
主な移譲権限の R3年処理件数	火薬類譲渡・譲受許可【法第17条】7件
主な事務の処理フロー	<p style="text-align: center;">移譲前</p> <pre> graph LR A[申請者] -- "申請受理" --> B[県] B -- "許可証交付" --> A B -- "立入検査" --> A </pre> <p style="text-align: center;">移譲後</p> <pre> graph LR A[申請者] -- "申請受理" --> B[市町村] B -- "許可証交付" --> A B -- "立入検査" --> A B -- "報告" --> C[県] </pre>
移譲による 市町村のメリット	地域内の火薬類の取扱いについて把握することができ、万が一事故が発生しても迅速に対応できる。
一体的に処理することが 効果的な移譲事務	火薬類製造許可等(事務No.91)、煙火消費の許可等 (No.93) の移譲対象事務と一体的に実施することにより、火薬類の総合的な保安行政を行うことができる。
想定される事務量 (年間処理件数)	全対象に移譲済み
必要な組織体制等 (人員・資格・機器等)	
必要な条例・規則等	

市町村への支援

説明会・研修会等	毎年度、権限移譲事務研修会を実施
事務処理マニュアル	埼玉県火薬類取締法標準事務処理要領
人的支援（職員派遣等）	毎年度、火薬類保安指導者講習会を実施
移譲後のフォローアップ	「埼玉県火薬類取締法標準事務処理要領」を配布済 消防職員対象に火薬類保安指導者研修を実施 事務処理に当たっての相談等は、隨時対応
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	21項1号、2号
条例移譲の目安	市町村（40市22町1村）
移譲済市町村（法令）	指定都市（1市）
移譲済市町村（条例）	39市22町1村（未移譲なし）
県担当課（本庁）	危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当（048-830-8434）
県担当課（地域政策機関）	

事務の概要

根拠法令	火薬類取締法
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 煙火消費許可申請の受理 ○ 審査及び許可証の交付 ○ 立入検査の実施（状況に応じて実施） ○ 結果報告
主な移譲権限の R3年処理件数	火薬類消費許可【法第25条】58件、立入検査【法第43条】27件
主な事務の処理フロー	<p>移譲前</p> <pre> graph LR A[申請者] -- "煙火消費申請受理" --> B[県] B -- "許可証交付" --> A B -- "立入検査" --> A </pre> <p>移譲後</p> <pre> graph LR A[申請者] -- "煙火消費申請受理" --> C[市町村] C -- "許可証交付" --> A C -- "立入検査" --> A C -- "報告" --> D[県] </pre>
移譲による 市町村のメリット	市町村が関与した地域のイベントの一環として行われる場合が多く、関係部署と連携を取った対応が可能である。
一体的に処理することが 効果的な移譲事務	火薬類製造許可等(事務No.91)、火薬類の取締り事務(No.92)の移譲事務と一体的に実施することにより、火薬類の総合的な保安行政を行うことができる。
想定される事務量 (年間処理件数)	全対象に移譲済み
必要な組織体制等 (人員・資格・機器等)	
必要な条例・規則等	

市町村への支援

説明会・研修会等	毎年度、権限移譲事務研修会を実施
事務処理マニュアル	埼玉県火薬類取締法標準事務処理要領
人的支援（職員派遣等）	毎年度、火薬類保安指導者講習会を実施
移譲後のフォローアップ	「埼玉県火薬類取締法標準事務処理要領」を配布済 消防職員対象に火薬類保安指導者研修を実施 事務処理に当たっての相談等は、隨時対応
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	21項1号、2号
条例移譲の目安	市町村（40市22町1村）
移譲済市町村（法令）	指定都市（1市）
移譲済市町村（条例）	39市22町1村（未移譲なし）
県担当課（本庁）	危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当（048-830-8434）
県担当課（地域政策機関）	

事務の概要

根拠法令	高圧ガス保安法
事務内容	高圧ガス保安法に基づく許可（5条1項、14条1項、16条1項、ほか）、届出受理（5条2項、14条2項、17条の21項、ほか）、完成検査（20条）、保安検査（35条）、並びに、許可、届出事業者に対する立入検査（62条）の実施。液化石油ガス保安規則が適用される販売関係の事務については、移譲から除外される場合あり。
主な移譲権限のR3年処理件数	高圧ガス保安法に基づく許可：186件、届出受理：1,128件、完成検査：77件、保安検査：85件、許可、届出事業者に対する立入検査：189件
主な事務の処理フロー	<p>移譲前</p> <p>事業者 ・第一種製造者 ・第二種製造者 ・第一種貯蔵所 ・第二種貯蔵所 ・販売事業者 ・特定高圧ガス消費者</p> <p>許可・届出の申請 → 県 審査・認可 指導監督 許可 ← 検査 (立入検査、保安検査、完成検査等)</p> <p>移譲後</p> <p>事業者 ・第一種製造者 ・第二種製造者 ・第一種貯蔵所 ・第二種貯蔵所 ・販売事業者 ・特定高圧ガス消費者</p> <p>許可・届出の申請 → 市町村 審査・認可 指導監督 許可 ← 検査 (立入検査、保安検査、完成検査等)</p>
移譲による市町村のメリット	<ul style="list-style-type: none"> 消防の予防担当部署が、高圧ガス及び関連する危険物について一体的に指導することにより、対象の事業所の情報を総合的に把握でき、効率的な業務が実施できる。 高圧ガス関係施設の設置状況を把握することにより、的確な災害対応をとることができる。
一体的に処理することが効果的な移譲事務	No. 102 充てん設備に係る許可等 理由：当該充てん設備は、高圧ガス保安法と液化石油ガス法の各法律に基づく許可が必要となる場合がある。高圧ガス保安法と液化石油ガス法の許可権者が異なるため、事業者が県と市町村に手続きを行わなければならず、事業者の負担が大きくなるため。
想定される事務量(年間処理件数)	許可及び届出受理 20件～50件、立入検査等 5件～15件。
必要な組織体制等(人員・資格・機器等)	3名（兼務）、その他として、化学、機械、電気等の知識。
必要な条例・規則等	手数料条例

市町村への支援

説明会・研修会等	市町村の意向を確認の上、個別に対応する
事務処理マニュアル	ホームページにて事業所向け「手続の手引き」を掲載。
人的支援（職員派遣等）	市町村の意向を確認の上、個別に対応する。
移譲後のフォローアップ	国で行っている高圧ガス保安法研修を市町村に紹介するとともに、国に対し市町村職員が参加できるよう要請する。
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	27項1号
条例移譲の目安	市町村（40市22町1村）
移譲済市町村（法令）	指定都市（1市）
移譲済市町村（条例）	1市（未移譲 38市、22町、1村）
県担当課（本庁）	危機管理防災部 化学保安課 企画・高圧ガス担当（048-830-8443）
県担当課 (地域政策機関)	

事務の概要

根拠法令	高圧ガス保安法
事務内容	<p>公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるとき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般消費者等に対して供給設備・消費設備の使用を一時禁止、制限を命ずる（緊急時）。 ○供給設備・消費設備を使用する一般消費者等の事務所等に立入検査を行う。
主な移譲権限の R3年処理件数	0 件
主な事務の処理フロー	<p>移譲前</p> <pre> graph LR 県[県] -- "緊急措置命令" --> 消費者[一般消費者等] 県 -- "立入検査" --> 販売商[液化石油ガス販売事業者] 販売商 -- "緊急措置命令" --> 消費者 </pre> <p>移譲後</p> <pre> graph LR 市町村[市町村 (消防機関)] -- "緊急措置命令" --> 消費者 市町村 -- "立入検査" --> 販売商 販売商 -- "緊急措置命令" --> 消費者 </pre> <p>(販売)</p>
移譲による 市町村のメリット	液化石油ガスの火災予防、拡大防止、一般消費先での設備に係ることであり、移譲により、より迅速できめ細やかな対応が可能となる。
一体的に処理することが 効果的な移譲事務	<p>次の移譲対象事務を併せて移譲を受けることで一般消費者等の L P ガス設備に係る保安確保事務を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・液化石油ガス供給設備の基準適合命令等（事務No.100） ・液化石油ガス消費設備の基準適合命令等（事務No.101）
想定される事務量 (年間処理件数)	全対象に移譲済み
必要な組織体制等 (人員・資格・機器等)	なし
必要な条例・規則等	なし

市町村への支援

説明会・研修会等	なし
事務処理マニュアル	液化石油ガス法及び高圧ガス保安法に係る標準事務処理要領（No.100、No.101と合わせた要領）
人的支援（職員派遣等）	なし
移譲後のフォローアップ	「液化石油ガス法及び高圧ガス保安法に係る標準事務処理要領」を配布済 消防職員対象に毎年度、事務に関する研修会を実施（5月頃） 事務処理に当たっての相談等は、隨時対応
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	27項2号
条例移譲の目安	全市町村（40市22町1村）
移譲済市町村（法令）	指定都市（1市）
移譲済市町村（条例）	39市22町1村（未移譲なし）
県担当課（本庁）	危機管理防災部 化学保安課 液化石油ガス担当（048-830-8439）
県担当課 (地域政策機関)	

事務の概要

根拠法令	森林法
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○開発事業者との事前調整 ○他法令等、関係各機関との調整 ○開発許可申請書を受理後、現地調査等も含め、開発許可基準に適合しているか審査の上、許可する。 ○許可後は、進捗状況の把握や現場の安全管理等について指導する。 ○必要に応じて、変更許可（変更申出）等の手続を行う。 ○必要に応じて、開発行為の中止命令や復旧命令等の監督処分を行う。 ○完了に当たっては、確認検査を行う。
主な移譲権限のR3年処理件数	0件
主な事務の処理フロー	<p>移譲前</p> <pre> graph TD A[開発許可申請者] -- "許可申請 変更許可申請" --> B[県] B -- "許可" --> A </pre> <p>移譲後</p> <pre> graph TD A[開発許可申請者] -- "許可申請 変更許可申請" --> B[市町村] B -- "許可" --> A B -- "相談" --> C[県] C -- "助言" --> B B -- "事務処理の年度報告" --> C </pre>
移譲による市町村のメリット	<ul style="list-style-type: none"> ○森林法に基づく伐採届の受理は既に市町村業務となっており、開発の許可が市町村業務となることで、森林の小規模な転用から大規模な開発までを、市町村が一体的に取り扱うことができる。 ○事案に対し、迅速かつ的確な対応が可能となる。
一体化的に処理することが効果的な移譲事務	特になし
想定される事務量(年間処理件数)	0~3件
必要な組織体制等(人員・資格・機器等)	森林・林業担当に他業務と兼務で1名配置
必要な条例・規則等	<ul style="list-style-type: none"> ○特に条例・規則の制定は必要ないが、市町村内部で開発許可基準等を定めることが必要。 ○行政手続法に基づく審査基準・標準処理日数の設定

市町村への支援

説明会・研修会等	移譲予定市町村の意向を確認の上、個別に対応する。複数の市町村に移譲の場合、引継ぎのための事務説明会を開催する場合あり。
事務処理マニュアル	随時、配布する。
人的支援（職員派遣等）	研修等については、市町村の意向を確認の上実施を検討する。
移譲後のフォローアップ	事務処理に当たっては、随時対応する。また、毎年度、必要に応じて担当者会議を開催する。
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	29項
条例移譲の目安	地域森林計画対象森林所在市町村（26市18町1村）
移譲済市町村（法令）	なし
移譲済市町村（条例）	7市（未移譲19市18町1村）
県担当課（本庁）	農林部 森づくり課 総務・森林企画担当 （048-830-4313）
県担当課 (地域政策機関)	川越農林振興センター林業部 森林保全・森林循環・木材利用推進担当、秩父農林振興センター林業部 森林保全・県営林担当、寄居林業事務所 総務・森林保全・森林循環・木材利用推進担当

事務の概要

根拠法令	農地法
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○農地を農地以外のものにする場合の許可事務(4条) ○農地を農地以外のものにするために権利の設定・移転を行う場合の許可事務(5条) ○農地の賃貸借契約の解約等をする場合の許可事務(18条) ○違反転用に対する許可の取消や命令等の処分(51条)
主な移譲権限の R3年処理件数	3840件 (4・5条許可)
主な事務の処理フロー	<p style="text-align: center;">移譲前</p> <pre> graph TD AP[申請者] -- ①申請 --> MA[市農業委員会] MA -- ②(4)意見付して送付 --> K[県(農林振興センター)] K -- ③(5)許可通知 --> MA MA -- ④(6)通知 --> AP MA <--> DO[都道府県機構] DO -- ②(2)意見聴取 --> MA MA -- ③(3)回答 --> DO </pre> <p style="text-align: center;">移譲後</p> <pre> graph TD AP[申請者] -- ①申請 --> MA[市(農業委員会)] MA -- ②(4)許可 --> AP </pre> <p>※ 30a超等の案件のみ</p>
移譲による 市町村のメリット	事務手続が簡素化され、許可までの期間が短縮される。
一体的に処理することが 効果的な移譲事務	なし
想定される事務量 (年間処理件数)	農地転用許可（4条・5条）：数件～約270件 その他：数件程度
必要な組織体制等 (人員・資格・機器等)	職員1名以上（兼務可）を申請件数の多寡に応じて配置
必要な条例・規則等	なし

市町村への支援

説明会・研修会等	要望に応じて個別に対応
事務処理マニュアル	県事務処理要領の配布等
人的支援（職員派遣等）	要望に応じて個別に対応
移譲後のフォローアップ	要望に応じて個別に対応
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	31項1,2,3号
条例移譲の目安	市町村
移譲済市町村（法令）	さいたま市（農地等の賃貸借の解約等の許可のみ）、蓮田市（農地転用の許可のみ）
移譲済市町村（条例）	さいたま市（農地転用の許可のみ）、蓮田市（農地等の賃貸借の解約等の許可のみ）、川口市、草加市、加須市、深谷市、久喜市（未移譲56市町村）
県担当課（本庁）	農林部 農業政策課 農村計画・農地調整 担当（048-830-4025）
県担当課 (地域政策機関)	各農林振興センター 農地担当

事務の概要

根拠法令	商工会議所法
事務内容	商工会議所が行う特定商工業者に対する負担金の賦課に係る申請について、その内容が適正なものであるかを審査し、許可を行う
主な移譲権限の R3年処理件数	6件
主な事務の処理フロー	<p style="text-align: center;">移譲前</p> <p style="text-align: center;">移譲後</p>
移譲による 市町村のメリット	地域商工業の振興等に市町村が主体的、総合的に取り組むことができる
一体的に処理することが 効果的な移譲事務	
想定される事務量 (年間処理件数)	約1件（1件あたり3時間程度）
必要な組織体制等 (人員・資格・機器等)	商工担当課に他業務と兼務で1名配置
必要な条例・規則等	<ul style="list-style-type: none"> ・特に条例・規則の制定は必要ないが、市町村内部で取扱要領を定めることが必要 ・行政手続法に基づく審査基準・標準処理日数の設定

市町村への支援

説明会・研修会等	なし
事務処理マニュアル	なし
人的支援（職員派遣等）	県職員派遣・実務研修の必要性は低い
移譲後のフォローアップ	事務処理に関する相談等については随時対応する
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	34項
条例移譲の目安	商工会議所設置市（16市）
移譲済市町村（法令）	指定都市
移譲済市町村（条例）	15市（未移譲なし）
県担当課（本庁）	産業労働部 産業労働政策課 商工団体担当 （048-830-3721）
県担当課 (地域政策機関)	各地域振興センター 産業労働担当

事務の概要

根拠法令	商工会法
事務内容	商工会が申請する定款の変更について、変更しようとする事項及び変更の理由が適正なものであり、かつ、変更後の定款が法令に違反しないものであるかを審査し、認可を行う
主な移譲権限の R3年処理件数	10件
主な事務の処理フロー	<p style="text-align: center;">移譲前</p> <pre> graph LR subgraph 移譲前 [移譲前] CC1[商工会] <--> K1[県] CC1 -- "定款の変更申請等" --> K1 K1 -- "認可、承認" --> CC1 end subgraph 移譲後 [移譲後] CC2[商工会] <--> M1[市町村] CC2 -- "定款の変更申請等" --> M1 M1 -- "認可、承認" --> CC2 end </pre>
移譲による 市町村のメリット	地域商工業の振興等に市町村が主体的、総合的に取り組むことができる
一体的に処理することが 効果的な移譲事務	
想定される事務量 (年間処理件数)	約1件 (1件あたり2.5時間程度)
必要な組織体制等 (人員・資格・機器等)	商工担当課に他業務と兼務で1名配置
必要な条例・規則等	<ul style="list-style-type: none"> 特に条例・規則の制定は必要ないが、市町村内部で取扱要領を定めることが必要 行政手続法に基づく審査基準・標準処理日数の設定

市町村への支援

説明会・研修会等	なし
事務処理マニュアル	なし
人的支援（職員派遣等）	県職員派遣・実務研修の必要性は低い
移譲後のフォローアップ	事務処理に関する相談等については随時対応する
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	44項
条例移譲の目安	商工会設置市町村（31市20町1村）
移譲済市町村（法令）	
移譲済市町村（条例）	31市20町1村（未移譲なし）
県担当課（本庁）	産業労働部 産業労働政策課 商工団体担当 （048-830-3721）
県担当課 (地域政策機関)	各地域振興センター 産業労働担当

事務の概要

根拠法令	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○液化石油販売事業者の供給設備が基準に適合していないと認めるときは、基準に適合するよう命ずる。 ○液化石油ガス設備工事に係る工事の届出及び事業の届出を受理する。上記に係る報告の徴収、立入検査等を行う。
主な移譲権限のR3年処理件数	0件
主な事務の処理フロー	<p style="text-align: center;">移譲前</p> <pre> graph TD 県[県] -- "基準適合命令、報告の徴収、立入検査" --> 販売事業者[液化石油ガス販売事業者] 販売事業者 -- "(設備の引渡し)" --> 標準適合命令 標準適合命令 -- "工事の届出" --> 工事届出[工事の届出] 標準適合命令 -- "(特定)事業の届出" --> 特定事業届出[特定)事業の届出] 標準適合命令 -- "報告の徴収、立入検査" --> 工事場所[設備工事場所] 標準適合命令 -- "立入検査 (管理者の承諾必要)" --> 工事場所 標準適合命令 -- "立入検査 (管理者の承諾必要)" --> 標準適合命令 標準適合命令 -- "立入検査 (管理者の承諾必要)" --> 標準適合命令 </pre> <p style="text-align: center;">移譲後</p> <pre> graph TD 市町村[市町村 (消防機関)] -- "基準適合命令、報告の徴収、立入検査" --> 販売事業者[液化石油ガス販売事業者] 販売事業者 -- "(設備の引渡し)" --> 基準適合命令 基準適合命令 -- "工事の届出" --> 工事届出[工事の届出] 基準適合命令 -- "(特定)事業の届出" --> 特定事業届出[特定)事業の届出] 基準適合命令 -- "報告の徴収、立入検査" --> 工事場所[設備工事場所] 基準適合命令 -- "立入検査 (管理者の承諾必要)" --> 工事場所 </pre>
移譲による市町村のメリット	液化石油ガスの一般消費者先での設備に係ることであり、移譲により、より迅速できめ細やかな対応が可能となる。
一体的に処理することが効果的な移譲事務	<p>次の移譲対象事務を併せて移譲を受けることで一般消費者等のLPGガス設備に係る保安確保事務を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・液化石油ガス事業者等に対する緊急措置等(事務No.95) ・液化石油ガス消費設備の基準適合命令等(事務No.101)
想定される事務量(年間処理件数)	全対象に移譲済み
必要な組織体制等(人員・資格・機器等)	なし
必要な条例・規則等	なし

市町村への支援

説明会・研修会等	権限移譲事務研修会 全対象に移譲済み
事務処理マニュアル	液化石油ガス法及び高圧ガス保安法に係る標準事務処理要領
人的支援（職員派遣等）	なし
移譲後のフォローアップ	「液化石油ガス法及び高圧ガス保安法に係る標準事務処理要領」を配布済 消防職員対象に毎年度、事務に関する研修会を実施（5月頃） 事務処理に当たっての相談等は、隨時対応
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	60項1号
条例移譲の目安	全市町村（40市22町1村）
移譲済市町村（法令）	指定都市（一部事務）
移譲済市町村（条例）	40市22町1村（未移譲0市町村）
県担当課（本庁）	危機管理防災部 化学保安課 液化石油ガス担当（048-830-8439）
県担当課 (地域政策機関)	

事務の概要

根拠法令	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
事務内容	一般消費者等の消費設備が基準に適合していないと認めるときは、基準に適合するよう命ずる。
主な移譲権限の R3年処理件数	0 件
主な事務の処理フロー	<p style="text-align: center;">移譲前</p> <pre> graph TD Prefecture[県] -- "基準適合命令" --> Consumers[一般消費者等] Prefecture -- "報告の徴収 立入検査" --> Agency[保安機関] Agency -.-> Consumers Agency -- "(調査、通知)" --> Consumers </pre> <p style="text-align: center;">移譲後</p> <pre> graph TD Prefecture[県] -- "基準適合命令" --> Consumers[一般消費者等] Prefecture -- "報告の徴収 立入検査" --> Agency[保安機関] Agency -.-> Consumers Agency -- "(調査、通知)" --> Consumers </pre>
移譲による 市町村のメリット	液化石油ガスの一般消費先での設備に係ることであり、移譲により、より迅速できめ細やかな対応が可能となる。
一体的に処理することが 効果的な移譲事務	次の移譲対象事務を併せて移譲を受けることで一般消費者等のLPGガス設備に係る保安確保事務を行うことができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・液化石油ガス事業者等に対する緊急措置等(事務No.95) ・液化石油ガス供給設備の基準適合命令等(事務No.100)
想定される事務量 (年間処理件数)	全対象に移譲済み
必要な組織体制等 (人員・資格・機器等)	なし
必要な条例・規則等	なし

市町村への支援

説明会・研修会等	権限移譲事務研修会 全対象に移譲済み
事務処理マニュアル	液化石油ガス法及び高圧ガス保安法に係る標準事務処理要領
人的支援（職員派遣等）	なし
移譲後のフォローアップ	「液化石油ガス法及び高圧ガス保安法に係る標準事務処理要領」を配布済 消防職員対象に毎年度、事務に関する研修会を実施（5月頃） 事務処理に当たっての相談等は、隨時対応
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	60項1号
条例移譲の目安	全市町村（40市22町1村）
移譲済市町村（法令）	指定都市（一部事務）
移譲済市町村（条例）	40市22町1村（未移譲0市町村）
県担当課（本庁）	危機管理防災部 化学保安課 液化石油ガス担当（048-830-8439）
県担当課 (地域政策機関)	

事務の概要

根拠法令	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
事務内容	法に基づく許可、届出受理、完成検査、保安検査。また、許可、届出事業者に対する立入検査、報告の収集の実施。
主な移譲権限の R3年処理件数	許可 19 件、届出受理 11 件、完成検査 16 件、保安検査 12 件。許可、届出事業者に対する立入検査 13 件、報告の収集 0 件
主な事務の処理フロー	<p style="text-align: center;">移譲前</p> <p style="text-align: center;">移譲後</p>
移譲による 市町村のメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・消防上危険な事業者への指導強化 ・液化石油ガス関係施設の設置状況を把握でき、的確な災害対応ができる。
一体的に処理することが 効果的な移譲事務	No.94 高圧ガス保安法に基づく許可等
想定される事務量 (年間処理件数)	許可及び届出受理 0 件～10 件、立入検査等 0 件～3 件
必要な組織体制等 (人員・資格・機器等)	3 名（兼務）、化学、機械、電気等の知識。
必要な条例・規則等	手数料条例

市町村への支援

説明会・研修会等	権限移譲事務研修会 毎年度5月頃、市町村を対象とした説明会を開催。
事務処理マニュアル	ホームページにて事業所向け「手続の手引き」を掲載。
人的支援（職員派遣等）	なし
移譲後のフォローアップ	国で行っている液石法に関する研修を権限移譲市町村に紹介するとともに、国に対し権限移譲後の市町村職員が参加できるよう要請する。
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	60項2号
条例移譲の目安	全市町村（40市22町1村）
移譲済市町村（法令）	指定都市
移譲済市町村（条例）	1市（未移譲38市22町1村）
県担当課（本庁）	危機管理防災部 化学保安課 液化石油ガス担当（048-830-8439）
県担当課（地域政策機関）	

事務の概要

根拠法令	農業振興地域の整備に関する法律
事務内容	○農用地区域内の採草放牧地等で行われる開発行為への許可事務 ○開発行為の許可を受けないで開発行為を行った者等への監督処分
主な移譲権限のR3年処理件数	0件
主な事務の処理フロー	<p style="text-align: center;">移譲前</p> <pre> graph LR A[申請者] -- ① 申請 --> B[市町村長] B -- ② 申請書を送付 --> C[県知事] C -- ③ 諒問 --> D[都道府県機構] D -- ④ 答申 --> B B -- ⑤ 許可 --> E[申請者] </pre> <p style="text-align: center;">移譲後</p> <pre> graph LR A[申請者] -- ① 申請 --> B[市町村長] B -- ② 申請書を送付 --> C[都道府県機構] C -- ③ 諒問 --> D[県知事] D -- ④ 答申 --> B B -- ⑤ 許可 --> E[申請者] </pre>
移譲による市町村のメリット	市町村農業振興地域整備計画と一体的な運用ができ、農業振興地域の整備をより効率的に行うことができる。
一体的に処理することが効果的な移譲事務	
想定される事務量(年間処理件数)	過去処理実績なし
必要な組織体制等(人員・資格・機器等)	職員1名以上（兼務可）
必要な条例・規則等	なし

市町村への支援

説明会・研修会等	要望に応じて個別に対応
事務処理マニュアル	要望に応じて個別に対応
人的支援（職員派遣等）	要望に応じて個別に対応
移譲後のフォローアップ	要望に応じて個別に対応
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	64項
条例移譲の目安	対象地域を有する市町村（30市22町1村）
移譲済市町村（法令）	
移譲済市町村（条例）	久喜市（未移譲29市22町1村）
県担当課（本庁）	農林部 農業政策課 農村計画・農地調整担当 （048-830-4027）
県担当課 (地域政策機関)	各農林振興センター 農地担当

事務の概要

根拠法令	電気工事業の業務の適正化に関する法律
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気工事業法は、電気工事業を営もうとする者に登録等の義務を課すことにより、一般需要家（電気設備を利用する者）の感電、電気火災等の危険や障害を防止する法律である。 ○ この法律に基づき、電気工事業を営もうとする者に対して、登録、届出受理等を行う。また、業務に関し必要な報告徴収、立入検査を行う。
主な移譲権限の R3年処理件数	電気工事業法第3条第1項に規定する電気工事業の登録：243件 電気工事業法第34条第4項に規定する建設業者が電気工事業を開始した旨等の届出等の受理：789件
主な事務の処理フロー	<p>移譲前</p> <pre> graph LR A[建設業許可業者] -- "開始届出" --> B[県] B -- "登録申請" --> C[建設業許可業者以外] C -- "登録証交付 立入検査" --> A </pre> <p>移譲後</p> <pre> graph LR A[建設業許可業者] -- "開始届出" --> B[市町村] B -- "登録申請" --> C[建設業許可業者以外] C -- "登録証交付 立入検査" --> A </pre>
移譲による 市町村のメリット	住民（事業者）に身近な市町村が行政サービスの中心を担える。
一体的に処理することが 効果的な移譲事務	次の移譲対象事務を併せて実施することで電気保安行政を一体的に行うことができる。 電気用品販売店の立入検査（事務No.37）
想定される事務量 (年間処理件数)	電気工事業登録：0～100件、電気工事開始届出：0～100件、立入検査：約2件
必要な組織体制等 (人員・資格・機器等)	1名の人員配置（他の業務との兼務で可）。電気、建設業に関する知識を有する者がいると望ましい。
必要な条例・規則等	手数料条例

市町村への支援

説明会・研修会等	移譲予定市町村の意向を確認の上、個別に対応する。
事務処理マニュアル	電気工事業法の施行に関する事務に係る手引書
人的支援（職員派遣等）	移譲予定市町村の意向を確認の上、個別に対応する。
移譲後のフォローアップ	事務処理に当たっての相談等は個別対応
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	67項
条例移譲の目安	市町村（40市22町1村）
移譲済市町村（法令）	
移譲済市町村（条例）	3市1町（未移譲 37市21町1村）
県担当課（本庁）	危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当（048-830-8435）
県担当課 (地域政策機関)	

事務の概要

根拠法令	中小小売商業振興法
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○商店街振興組合、事業協同組合等が作成する商店街整備計画（アーケード・街路灯・店舗一斉改装等）、店舗集團化計画（パティオ事業等）、共同店舗等整備計画（ショッピングセンター整備等）等の高度化事業計画が、政令で定める基準に適合するものである旨の認定を行う。 ○高度化事業計画認定の際の関係大臣への協議 ○高度化事業の実施状況の報告の徴収 ○認定計画の変更、取り消し
主な移譲権限のR3年処理件数	0件
主な事務の処理フロー	<p>移譲前</p> <pre> graph TD SP[Saitama Prefecture] -- "認定(変更認定)" --> AS[商店街振興組合等] SP -- "認定" --> AS </pre> <p>移譲後</p> <pre> graph TD SP[Saitama Prefecture] -- "相談" --> M[Municipality] M -- "助言" --> SP M -- "認定(変更認定)" --> AS[商店街振興組合等] AS -- "認定" --> M </pre>
移譲による市町村のメリット	地域商業の振興、中心市街地活性化等に市町村が主体的、総合的に取り組むことができる。
一体的に処理することが効果的な移譲事務	
想定される事務量(年間処理件数)	0～1件
必要な組織体制等(人員・資格・機器等)	商工担当に他業務との兼務で1名配置
必要な条例・規則等	<ul style="list-style-type: none"> ○特に条例・規則の制定は必要ないが、市町村内部で取扱要領を定めることが必要。県の高度化事業計画認定事務処理要領を参照。 ○行政手続法に基づく審査基準・標準処理日数の設定

市町村への支援

説明会・研修会等	各市町村担当課あて文書送付済み。その他相談等に随時対応する。
事務処理マニュアル	各市町村担当課あて文書送付済み。その他相談等に随時対応する。
人的支援（職員派遣等）	県職員派遣・実務研修の必要性は低い。
移譲後のフォローアップ	事務処理にあたっての相談等は、随時対応する。
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	75項
条例移譲の目安	市町村（40市22町1村）
移譲済市町村（法令）	市（40市）
移譲済市町村（条例）	6町（16町1村未移譲）
県担当課（本庁）	産業労働部 商業・サービス産業支援課 商業担当（048-830-3761）
県担当課 (地域政策機関)	

事務の概要

根拠法令	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律
事務内容	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律は物流を総合的かつ効率的に実施することにより物流コストの削減や環境負荷の低減等を図る事業者の計画を認定することや認定計画実施に当たっての支援措置等を定めた法律である。複数の中小企業等が共同して実施する総合効率化計画の認定、変更認定、認定の取り消し等を行う。
主な移譲権限の R3年処理件数	0 件
主な事務の処理フロー	<p style="text-align: center;">移譲前</p> <p style="text-align: center;">移譲後</p>
移譲による 市町村のメリット	<ul style="list-style-type: none"> 当該事務は既に市町村に移譲されている農地転用の許可事務や開発行為の許可事務と密接に関連しており、市町村に事務を移譲することで効率的な事務の執行が期待できる。
一体的に処理することが 効果的な移譲事務	<ul style="list-style-type: none"> 農地転用の許可等 開発行為の許可等
想定される事務量 (年間処理件数)	過去処理実績なし（理由 一の市町村の区域内のみにおいて実施される中小企業流通業務総合効率化事業が無いため。）
必要な組織体制等 (人員・資格・機器等)	商工担当に他業務との兼務で1名配置
必要な条例・規則等	<ul style="list-style-type: none"> 特に条例・規則の制定は必要ないが、市町村内部で取扱要領（申請様式等）を定めることが必要。 行政手続法に基づく審査基準・標準処理日数の設定。

市町村への支援

説明会・研修会等	予定なし。個別に対応する。
事務処理マニュアル	予定なし。個別に対応する。
人的支援（職員派遣等）	県職員派遣・実務研修の必要性は低い。
移譲後のフォローアップ	事務処理にあたっての相談等は、随時対応する。
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	第96項
条例移譲の目安	市町村（40市22町1村）
移譲済市町村（法令）	
移譲済市町村（条例）	4市（戸田市、日高市、蓮田市、久喜市）
県担当課（本庁）	産業労働部 商業・サービス産業支援課 商業担当（048-830-3762）
県担当課 (地域政策機関)	

事務の概要

根拠法令	農業協同組合法
事務内容	農事組合法人の成立、解散、合併の届出の受理 農事組合法人の理事が欠けた場合の一時理事（仮理事）の選任 農事組合法人にに対する報告の徴求及び資料の提出命令 農事組合法人にに対する業務又は会計の状況の検査 農事組合法人にに対する解散命令
主な移譲権限のR3年処理件数	成立、解散、合併の届出の受理 3件
主な事務の処理フロー	 <p>The diagram illustrates the transfer of business processing flow between the '移譲前' (Before Transfer) and '移譲後' (After Transfer) stages.</p> <ul style="list-style-type: none"> 移譲前 (Before Transfer): Shows interactions between '申請者' (Applicant) and '県(農林振興センター)' (County (Agricultural and Forestry Revitalization Center)). The process involves: <ul style="list-style-type: none"> ① 届出 (Filing): An arrow from the applicant to the county. ② 受理 (Acceptance): An arrow from the county back to the applicant. ③ 命令等 (Orders etc.): An arrow from the county to the applicant. ④ 報告 (Report): An arrow from the applicant back to the county. 移譲後 (After Transfer): Shows interactions between '申請者' (Applicant) and '市(農業委員会)' (City (Agricultural Committee)). The process involves: <ul style="list-style-type: none"> ① 届出 (Filing): An arrow from the applicant to the city. ② 受理 (Acceptance): An arrow from the city back to the applicant. ③ 命令等 (Orders etc.): An arrow from the city to the applicant. ④ 報告 (Report): An arrow from the applicant back to the city. <p>※2以上市町村の区域に渡る案件のみ 従前のとおり県への事務処理となる</p>
移譲による市町村のメリット	市町村の農業者支援が充実できる。
一体的に処理することが効果的な移譲事務	
想定される事務量(年間処理件数)	1件
必要な組織体制等(人員・資格・機器等)	職員1名以上（兼務可）を申請件数の多寡に応じて配置
必要な条例・規則等	なし

市町村への支援

説明会・研修会等	要望に応じて個別に対応
事務処理マニュアル	県様式集の配布等
人的支援（職員派遣等）	要望に応じて個別に対応
移譲後のフォローアップ	要望に応じて個別に対応
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	未移譲
条例移譲の目安	希望する市町村（2以上の市町村の区域に渡るものを除く）
移譲済市町村（法令）	
移譲済市町村（条例）	未移譲
県担当課（本庁）	農林部 農業政策課 農協・公社担当（048-830-4081）
県担当課 (地域政策機関)	各農林振興センター 地域支援担当